

人と自然が輝くまち

広
報

たてしな



立科町マスコットキャラクター
「しいなちゃん」

2013. 11

No.477

しもつき
霜月

秋を敷きつめて

Index

- 財政状況の公表…………… P2～7
- 人事行政の運営状況…………… P8・9
- 佐久地域の救急医療…………… P18・19
- 農家の窓…………… P21
- 白樺高原便り…………… P32
- フラッシュニュース…………… P33～35

財政状況の公表

財政係・税務係
平成24年度一般会計決算

歳入決算額	48億 5,814万円
歳出決算額	42億 8,553万円

平成24年度

一般会計 決算の概要

●歳入

歳入総額は、48億5814万円で、前年度より1億3932万円の減額となりました。歳入額を財源別にみると町税、使用料及び手数料など町独自で得ることのできる自主財源が、前年度と比べ2.4%増の、21億7695万円で、歳入総額の44.8%となりました。また、国・県支出金や町債、地方交付税など依存財源は、前年度と比べ6.6%減の、26億8119万円で歳入総額の55.2%となりました。

●歳出

歳出総額は、42億8553万円で、前年度より5033万円の増額となりました。歳出の目的別では、民生費が12億8502万円（30.0%）と最も多く、続いて総務費7億8772万円（18.4%）、土木費5億9610万円（13.9%）の順となっています。

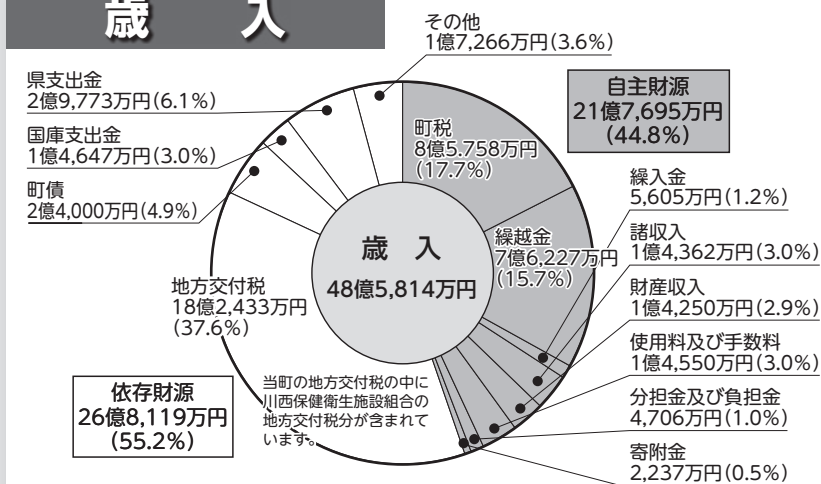
性質別では、投資的な経費である普通建設事業費が、保育園建設事業などにより前年度より19.6%増の6億5596万円となりました。また、借入金返済にあたる公債費は、前年度より4.5%減の3億5782万円でした。

なお、歳入歳出の差引額から、翌年度への繰越事業の財源を差引いた実質収支額は5億6877万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。

※文・表中の金額は一万円未満を、比率は小数点以下第二位を四捨五入しています。そのため、合計などが合わない場合があります。

歳入

(単位：万円/前年度比)



町民税 (個人)	2億7,938 (5.3%)
町民税 (法人)	5,458 (△27.9%)
固定資産税	4億5,596 (△ 5.1%)
軽自動車税	2,354 (△ 0.7%)
町たばこ税	4,078 (△ 3.0%)
入湯税	334 (13.2%)
計	8億5,758 (△3.7%)

町税滞納に係る財産差押えの状況

- 不動産 6件 (土地・建物)
- 債権 16件 (預金・給与・出資金等)

(単位：万円)

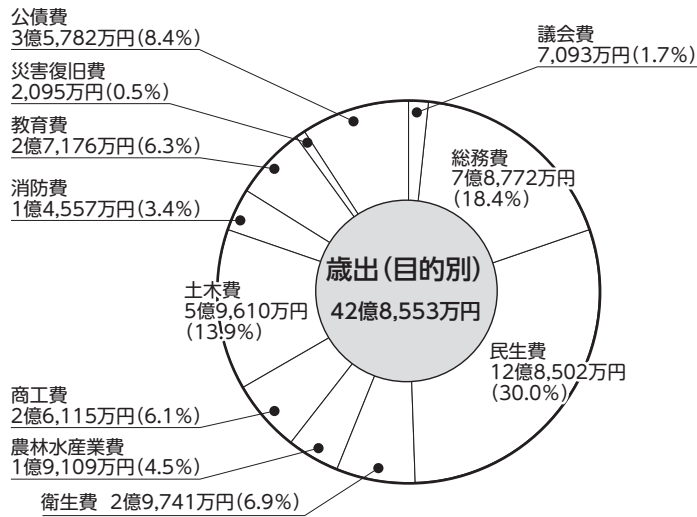
区分	平成24年度 決算額	対前年度 増減額
町税	8億5,758	△3,258
繰越金	7億6,227	2億1,716
繰入金	5,605	△1億1,689
諸収入	1億4,362	△1,558
財産収入	1億4,250	△672
使用料及び手数料	1億4,550	1,028
分担金及び負担金	4,706	△17
寄附金	2,237	△538
地方交付税	18億2,433	△1億217
町債	2億4,000	△1億1,590
国庫支出金	1億4,647	△7,036
県支出金	2億9,773	1億1,193
その他	1億7,266	△1,294
計	48億5,814	△1億3,932

主な増減理由

町税……………法人町民税などの減
繰入金……………保育所整備基金、ふるさと基金繰入金の減
諸収入……………貸付金（有害鳥獣駆除対策協議会等）の減
財産収入……………土地貸付収入の減
使用料及び手数料…町営住宅使用料の増
寄附金……………ふるさと寄附金の減
地方交付税……………普通交付税、特別交付税の減
町債……………町営住宅建設事業に伴う地域活性化事業債の減（町債のうち、1億8,500万円は地方交付税の代替財源である臨時財政対策債借入分）
国庫支出金……………地域活性化交付金などの減
県支出金……………木造公共施設整備事業補助金などの増
その他……………地方特例交付金などの減

歳出(目的別)

(単位:万円)



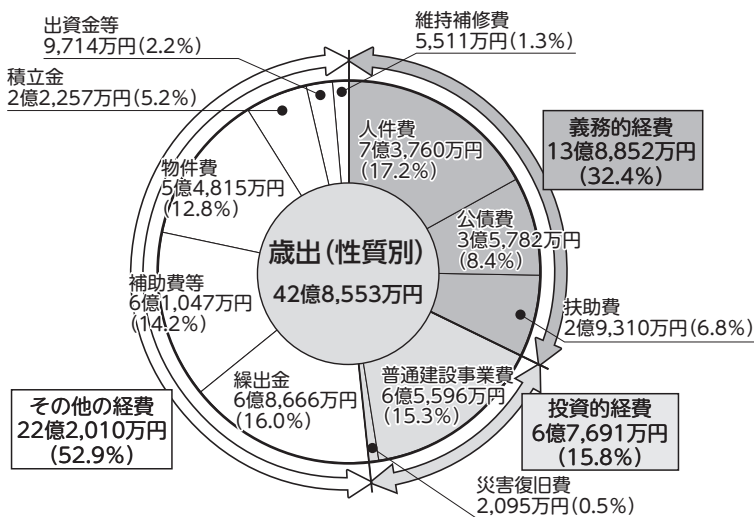
区分	平成24年度 決算額	対前年度 増減額
議会費	7,093	△825
総務費	7億8,772	△4,224
民生費	12億8,502	3億7,845
衛生費	2億9,741	986
農林水産業費	1億9,109	△3,192
商工費	2億6,115	1,088
土木費	5億9,610	△2億926
消防費	1億4,557	△2,705
教育費	2億7,176	△2,393
災害復旧費	2,095	1,061
公債費	3億5,782	△1,685
計	42億8,553	5,033

主な増減理由(目的別歳出)

- 議会費……議員共済費の減
- 総務費……別荘地案内標識整備事業(平成22年度繰越事業)、権現の湯循環ろ過装置更新、(株)立科町農業振興公社出資金の減
- 民生費……保育所建設事業の増
- 衛生費……佐久広域連合等負担金の増
- 農林水産業費……森林造成事業、土地改良事業の減
- 商工費……地域公共交通活性化協議会活動事業補助金などの増
- 土木費……子育て支援住宅建設事業などの減
- 消防費……佐久広域連合負担金、防犯灯設置工事費などの減
- 教育費……小学校プール改修工事、マツ並木保存管理計画策定業務、文化財保護事業補助金の減

歳出(性質別)

(単位:万円)



区分	平成24年度 決算額	対前年度 増減額
人件費	7億3,760	△1,994
公債費	3億5,782	△1,685
扶助費	2億9,310	△878
普通建設事業費	6億5,596	1億741
災害復旧費	2,095	1,061
繰出金	6億8,666	△742
補助費等	6億1,074	2,234
物件費	5億4,815	△561
積立金	2億2,257	309
出資金等	9,714	△2,540
維持補修費	5,511	△912
計	42億8,553	5,033

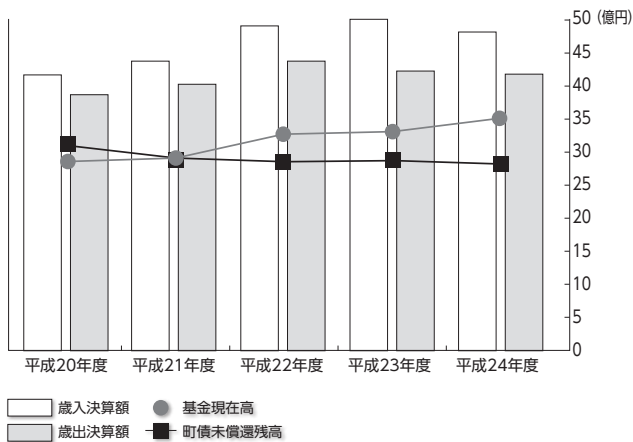
主な増減理由(性質別歳出)

- 扶助費……子ども手当・児童手当の減
- 普通建設事業費……保育所建設事業の増
- 繰出金……ハートフルケア事業への繰出金の減
- 補助費等……地域公共交通活性化協議会活動事業補助金などの増
- 積立金……基金積立金の増
- 出資金等……地域公共交通活性化協議会運営資金貸付金、(株)立科町農業振興公社出資金の減
- 維持補修費……道路橋りょう修繕費、中学校維持補修費の減

一般会計の歳入歳出決算と町債・基金の推移

(単位：万円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歳入決算額	41億7,323	43億9,853	49億3,912	49億9,746	48億5,814
歳出決算額	38億9,400	40億4,648	43億9,401	42億3,520	42億8,553
町債未償還残高	31億3,690	29億4,462	28億9,257	29億1,177	28億2,897
基金現在高	28億7,131	29億4,055	32億7,271	33億2,916	35億 551



平成24年度 特別会計決算

特別会計は、特定の事業等について、その収支を明確にするために一般会計と区別して処理する会計です。

(単位：万円)

特別会計	歳入決算額	歳出決算額	収支差引
住宅改修資金特別会計	826	806	21
白樺高原下水道事業特別会計	4,588	4,369	219
国民健康保険特別会計	8億1,844	8億1,185	659
介護保険特別会計	7億6,846	7億5,104	1,742
ハートフルケアたてしな事業会計	8億1,581	7億6,496	5,085
下水道事業特別会計	4億3,196	4億2,543	653
後期高齢者医療特別会計	6,443	6,436	7
計	29億5,324	28億6,939	8,386

平成24年度 公営企業会計決算

公営企業会計は、水道料金等の収益によって運営される独立採算の会計です。

(単位：万円)

公営企業会計	収入決算額	支出決算額	純利益 (又は純損失)	
水道事業	収益的	2億6,336	2億4,015	2,321
	資本的	248	2億6,792	
索道事業	収益的	2億9,529	4億1,488	△1億1,959
	資本的	0	7,300	

説明

- ・収益的収支決算額は、消費税抜き金額です。
- ・索道事業の収益的収支は純損失1億1,959万円で、前年度繰越欠損金2億2,795万円と合わせた3億4,753万円を翌年度繰越欠損金として処理しました。
- ・資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしました。

平成24年度末 借入金と基金の状況

(単位：万円)

会計名 (事業名)	町債未償還残高	基金現在高	
一般会計	28億2,897	35億 551	
特別会計	住宅改修資金事業	452	271
	白樺高原下水道事業	—	3億2,288
	国民健康保険事業	—	1億4,537
	介護保険事業	—	4,618
	ハートフルケアたてしな事業	4,410	1億8,292
	下水道事業	27億8,581	—
計	56億6,340	42億 557	

(単位：万円)

会計名 (事業名)	町債未償還残高	現金・預金
公営企業会計		
水道事業	7億9,574	4億2,844
索道事業	—	5億2,012

用語の説明

- 町税** 町民の皆様が納める税金です。町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税があります。
- 地方交付税** 国から交付されるお金です。町の財政力に応じて交付されます。
- 町債** 町が大きな事業を行うときなどに国や金融機関等から長期的に借り入れるお金です。
- 国庫支出金・県支出金** 国または県から使い道を特定して交付されるお金です。
- 臨時財政対策債** 実質的には地方交付税の代替財源として、特定の事業に係る経費以外にも使うことができる町債です。
- 人件費** 理事者、町議会議員、職員の給料等と委員等の報酬として支出されるお金です。
- 公債費** 町の借金を返すためのお金です。

- 扶助費** 福祉医療費、障害者施設入所支援費等として支出されるお金です。
- 普通建設事業費** 道路、橋りょう、学校などの施設の新増設のために支出されるお金です。
- 繰出金** 一般会計、特別会計、基金の間で支出されるお金です。
- 補助費等** 各種団体等に支出される負担金、補助金、交付金等のお金です。
- 物件費** 消費的なお金です。町の事務を行うのに必要なお金や公共施設の光熱費等のお金です。
- 積立金** 財政運営を計画的に行うために財政調整基金や特定の目的を持つ基金に積立てを行うためのお金です。
- 維持補修費** 公共用又は公用の施設の効用を維持するために支出されるお金です。

町の財産










公有財産	区分	平成24年度末現在高	対前年度増減
土地	庁舎	11,608㎡	—
	保育園	6,798㎡	△17,586㎡
	学校	71,020㎡	—
	公園	158,573㎡	—
	住宅	25,411㎡	—
	その他	57,153㎡	△838㎡
	普通財産	107,485㎡	18,406㎡
	山林を除く計	438,048㎡	—
	山林	3,178 ha	—
	建物	庁舎	3,334㎡
保育園		1,435㎡	△964㎡
学校		14,159㎡	—
公園		2,911㎡	—
住宅		5,542㎡	—
その他		15,613㎡	—
普通財産		5,507㎡	2,748㎡
出資による権利	長野県農業信用基金協会	280万円	—
	佐久森林組合	1,030万円	—
有価証券	蓼科ケーブルビジョン(株)株券	4,080万円	—
	浅間山麓総合開発(株)株券	100万円	—
	(株)立科町農業振興公社	550万円	—

公有財産	区分	平成24年度末現在高	対前年度増減
基金	財政調整基金	10億4,544万円	1億 267万円
	減債基金	7,811万円	19万円
	上下水道整備基金	6億1,642万円	△3,403万円
	福祉施設整備基金	3億 942万円	1億 622万円
	海外交流事業基金	1,363万円	3万円
	ふるさと活性化基金	6億9,105万円	197万円
	公民館図書整備基金	515万円	1万円
	地域福祉基金	1億6,900万円	—
	合併30周年記念事業郵便書簡基金	27万円	—
	ふるさと農村活性化基金	3,295万円	7万円
	ふるさと基金(※)	—	—
	教育施設整備基金	1億35万円	35万円
	住民生活に光をそそぐ交付金基金	—	△1,020万円
	白樺高原環境整備基金	800万円	800万円
	小計	30億6,978万円	1億7,527万円
	高額療養費つなぎ資金貸付基金	200万円	—
	観光牧場運営基金	500万円	—
	土地開発基金	4億2,873万円	108万円
	合計	35億 551万円	1億7,635万円

※ふるさと寄附金が99万円ありましたが、24年度中の事業に充てられたため、ふるさと基金の平成24年度末現在高はありません。

町民一人当りにすると(人口は平成24年度末 7,846人)

			対前年度増減額
歳出額は?	一般会計	546,206 円	7,924円
	一般会計+特別会計	911,919 円	46,220円
町の借金(起債残高)は?	一般会計	360,562 円	△9,516円
	一般会計+特別会計	721,820 円	△33,458円
町の貯金(基金)は?	一般会計	446,789 円	23,662円
	一般会計+特別会計	536,015 円	△7,226円

<p>●健康を守るために 14,052円</p> 	<p>●高齢者や児童福祉等に 163,781円</p> 	<p>●教育や文化等の振興に 34,636円</p> 
<p>●道路・河川・住宅環境に 78,645円</p> 	<p>●日常生活の環境整備に 23,854円</p> 	<p>●観光・商工業の振興に 33,285円</p> 
<p>●農林業の振興に 24,355円</p> 	<p>●防災・救急のために 18,554円</p> 	<p>●一般行政経費に 155,043円 (うち借入金の返済 45,605円)</p> 

平成24年度一般会計の歳出内容（主なもの）

議会費 7,093万円

議会広報発行経費	51万円
政務活動費交付金	93万円

総務費 7億8,772万円

選挙執行経費〔衆議院議員選挙〕	644万円
太陽光発電施設設置補助金	200万円
マスコットキャラクター着ぐるみ作製	66万円
権現の湯運営費（入館者21万198人）	8,932万円

民生費 12億8,502万円

高齢者福祉事業費	1,846万円
社会福祉事業費	1億7,029万円
〔障害者支援事業・福祉医療費給付事業 社会福祉協議会補助金 その他〕	
保育所事業費	1,644万円
人権政策推進費	330万円
児童手当・子ども手当支給費	1億1,352万円
子育て支援事業費〔児童館など〕	810万円
保育所建設事業費	4億8,201万円



たてしな保育園

衛生費 2億9,741万円

各種検診・予防接種事業費	2,921万円
母子保健事業費	561万円
発達障害児支援事業費	207万円
一般廃棄物収集運搬事業費	980万円
川西保健衛生施設組合負担金	1億7,899万円
〔し尿・ゴミ処理・病院〕	
佐久広域連合負担金	3.143万円
〔佐久医療センター・火葬場など〕	

農林水産業費 1億9,109万円

有害鳥獣駆除対策事業費	2,190万円
〔協議会への負担金・貸付金など〕	
人・農地プラン事業費〔青年就農給付金など〕	406万円
農地・水・環境保全向上対策推進事業費	718万円
農業者戸別所得補償推進事業	146万円
土地改良費	1,585万円
森林整備費	3,868万円
〔松くい虫等防除対策経費 森林造成事業経費 その他〕	

商工費 2億6,115万円

地域活性化たてしな商品券事業費	1,129万円
雇用促進事業補助金	180万円
地域交通バス対策事業費	2,253万円
蓼科牧场景観整備事業費	305万円
御泉水自然園遊歩道修繕工事	255万円
観光振興費	2,612万円
観光地（白樺高原地域）除雪委託料	1,493万円
牧場管理事業費	526万円

土木費 5億9,610万円

道路維持費〔道路補修・除雪など〕	4,135万円
道路新設改良舗装費	7,019万円
河川維持管理費	627万円
川西保健衛生施設組合負担金〔下水道〕	9,103万円

消防費 1億4,557万円

消防施設費〔警鐘楼撤去・消防備品等〕	777万円
佐久広域連合負担金	8,787万円
防犯灯付替（LED）事業費	1,158万円

教育費 2億7,176万円

小学校費	6,508万円
中学校費	4,655万円
社会体育費	241万円
体育施設費	1,738万円
青少年育成費	340万円
人権教育費	217万円
公民館費	1,048万円
文化財保護費	62万円

災害復旧費 2,095万円

農業施設災害復旧費（27件）	1,767万円
林業施設災害復旧費（1件）	328万円



森林整備（搬出間伐）

財政の健全化判断比率の公表 ~財政健全化法に基づく健全化判断比率などの状況~

「財政健全化法」とは、財政の健全さを計る下記の指標を導入し、再建の枠組みを定めた法律です。
 当町の健全化判断比率などの状況は、全ての指数が基準を大きく下回っているため、財政の健全化が保たれています。

財政収支が不均衡で財政状況が悪化し、自主的・計画的な財政健全化が求められる基準

財政収支が著しく不均衡で財政状況が著しく悪化し、国等の関与による確実な財政再生を求められる基準

	立科町	早期健全化基準	財政再生基準	各比率の説明
実質赤字比率	該当なし	15.00%	20.00%	一般会計などの実質的な赤字が、標準的な収入に対してどのくらいの割合であるかを示す指標です。当町の実質収支は黒字のため、該当しません。
連結実質赤字比率	該当なし	20.00%	30.00%	全会計の実質的な赤字が、標準的な収入に対してどのくらいの割合であるかを示す指標です。当町では、一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足は生じていないため、該当しません。
実質公債費比率	6.7%	25.0%	35.0%	一般会計などの町の会計全体の実質的な借入金の返済額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合であるかを示す指標です。返済額には、一般会計の返済額のほかに公営企業会計などの借入金返済を助けるために支出した費用（繰出金）なども含めて計算します。交付税措置のない地方債借入の抑制や繰上償還により比率の抑制に努めています。
将来負担比率	該当なし	350.0%		公営企業会計などを含めた町全体の会計が抱える将来負担すべき実質的な負債の残高が、標準的な収入に対してどのくらいの割合であるかを示す指標です。当町では引き続き該当なしとなりました。
公営企業資金不足比率	該当なし	20.0%		公営企業の事業規模に占める資金不足額の割合です。当町では、水道事業、索道事業及び下水道事業が該当しますが、いずれも資金不足は生じておらず、該当しません。

立科町ふるさと寄附金

(単位：千円)

事業区分	寄附金額	運用事業	
住みよいまちづくり（福祉）	918	保育園遊具整備事業	918
住みよいまちづくり（教育）	30	小学校教材備品購入事業	30
住みよいまちづくり（環境保全）	0		0
蓼科山・蓼科の水	0		0
史跡・旧跡	40	マツ並木公園説明看板修繕事業	40
計	988		988

立科町では、ふるさとを思いやる皆様、また応援いただける皆様から寄附を募っております。いただいた寄附金は、3つの基本テーマから、ご希望に添えるよう有効に活用させていただきます。平成24年度は上記のとおり活用させていただきました。

■ 基本テーマ

- 1 住みよいまちづくり（福祉・教育・環境保全）
- 2 「蓼科山」や「蓼科の水」に関する事
- 3 史跡・旧跡を後世につなげることに關すること

寄附金の申し込み窓口は、総務課税務係です。ご寄附いただいた場合、税制上の優遇措置を受けることができます。

入湯税の使途について

(単位：千円)

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることを目的とした地方税です（地方税法第701条）。

平成24年度に収入となった入湯税の使い道については、右記のとおりです。

区 分	事業費	入湯税充当額
環境衛生施設の整備	75,519	0
鉱泉源の保護管理施設	0	0
消防施設等の整備	6,591	0
観光施設の整備	19,205	2,163
観光振興事業（観光施設の整備を除く）	63,524	1,176
合 計	164,839	3,339

※事業費の中には、入湯税を充当していない分も含まれます。

1 職員の給与などの状況

人件費の状況（一般会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成25年3月31日)	歳出決算額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
24年度	7846人	42億8,553万円	7億3,760万円	17.2%

※人件費には、特別職に支給される給与・報酬等を含みます。

職員給与費の状況（一般会計予算）

区 分	職員数（一般職） (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
25年度 (当初予算)	88人	3億2,153万円	3,998万円	1億1,702万円	4億7,853万円	543.7万円

職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(25年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	317,149円	44歳 1月
技能労務職	360,800円	50歳 8月
医 療 職	308,467円	40歳 0月

職員の初任給の状況

(25年4月1日現在)

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	172,200円	152,800円	140,100円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(25年4月1日現在)

経験年数	区 分	一 般 行 政 職		
		大学卒	短大卒	高校卒
7年以上10年未満		該当なし	該当なし	該当なし
10年以上15年未満		268,228円	262,925円	該当なし
15年以上20年未満		310,312円	308,866円	256,875円
20年以上25年未満		342,000円	333,500円	299,175円
25年以上30年未満		該当なし	359,225円	350,700円
30年以上35年未満		388,200円	386,300円	386,050円
35年以上		該当なし	389,033円	407,785円

職員手当の状況（平成24年度）

区 分		立科町		県	
		期末	勤勉	期末	勤勉
期末・勤勉 (一般職)	6月期	1.225月	0.675月	1.225月	0.675月
	12月期	1.375月	0.675月	1.375月	0.675月
	計	2.60月	1.35月	2.60月	1.35月
退職手当		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
	勤続20年	23.50月	30.55月	23.50月	30.55月
	勤続25年	33.50月	41.34月	33.50月	41.34月
	勤続35年	47.50月	59.28月	47.50月	59.28月
	最高限度	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月

* 勤勉手当の支給月数は、標準者の場合を表示。

* 退職手当は「退職日の給料月額×支給月+調整額」

特別職の報酬等月額状況(平成24年度)

区 分	給料月額	期末手当(支給月数)
町 長	529,900円	6月期……1.40月分 12月期……1.55月分 計 2.95月分
副町長	510,000円	
教育長	480,000円	
区 分	報酬月額	
議 長	289,000円	
副議長	211,000円	
議 員	196,000円	

部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	
		平成25年	平成24年		
一 般 行 政	議 会	1	1	0	
	総 務	25	23	2	
	税 務	5	5	0	
	民生	保育所	10	10	0
		上記以外	6	13	△7
	衛 生	5	5	0	
	農 水	5	6	△1	
	商工・観光	5	5	0	
	土 木	4	4	0	
	小 計	66	72	△6	

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数
		平成25年	平成24年	
特別 行政	教 育	11	13	△2
	小 計	11	13	△2
公営 企業等	水 道	3	2	1
	索 道	5	5	0
	下 水 道	2	2	0
	そ の 他	6	20	△14
	小 計	16	29	△13
合 計		93	114	△21

*特別行政部門には教育長を含む。

2 職員の勤務時間・勤務条件等の状況

勤務時間

1週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間
38時間45分	8:30~17:15	12:00~13:00

年次休暇

年	対象職員数	平均取得日数	消化率
24年	80人	4.8日	13.4%

*平成24年1月1日~12月31日までの全期間を在職した町長部局に勤務する一般職員の状況

療養休暇

年	取得者数	主な理由
24年	11人	風邪・インフルエンザ等による通院
	1人	連続7日以上取得(診断書による休暇)

3 職員の分限・懲戒処分状況

24年度	人数	
分限処分(休職)	1人	*分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能力維持及び適正運営確保のために行われるものです。
懲戒処分	0人	*懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

4 職員研修の状況及び勤務成績の評定の状況

研修区分	主な研修名(平成24年度実施)	
一般研修	係長研修	新規採用職員(前期・後期)研修
その他	マネジメント研修	プレゼンテーション研修
	応対マナー研修	佐久広域連合人材育成研修

勤務評定及び実績 (平成24年度)	①役割達成度評価	②職務行動評価	③一般教養評価	④全体評価
	5 段 階			

5 職員の福祉・利益保護の状況(24年度)

健康診断受診者数(臨時職員含む)	200人	人間ドック受診者数	23人	立科町職員 互助会	職員の相互共済及び福利増進に関する事業を実施するため、立科町職員互助会を設置しています。(公費負担無)
------------------	------	-----------	-----	--------------	---

清瀬市(東京都)の福祉施設と

庶務係

災害時相互支援協定締結

町では、9月24日に東京都清瀬市の福祉施設(特別養護老人ホーム)と災害時における福祉避難所利用のための協定を締結しました。同様に当町の社会福祉法人ハートフルケアたてしなも清瀬市との協定を締結しました。

これは大規模災害時に、その状況によりそれぞれの施設が要援護者やその介護者を、対応可能な範囲で受け入れるというものです。

また、特別養護老人ホーム相互の支援協定、社会福祉協議会相互の支援協定も同日締結しました。

清瀬市は白樺高原に保養施設があり、昨年7月には立科町と災害時相互応援協定を締結しています。



協定の 締結

- 立科町 と 社会福祉法人信愛報恩会 信愛の園(清瀬市)
- 清瀬市 と 社会福祉法人ハートフルケアたてしな 徳花苑(立科町)
- 社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会 と 社会福祉法人立科町社会福祉協議会
- 社会福祉法人信愛報恩会 信愛の園(清瀬市) と 社会福祉法人ハートフルケアたてしな

県知事と町民によるタウンミーティング開催

町づくり推進係

- 日 時 12月7日(土) 午後3時~午後4時半
- 場 所 老人福祉センター(人権を考える町民大会に引き続きです)
- 内 容 1 阿部知事の講演
2 パネルディスカッション テーマ「健康福祉」について

12月定例議会開催のお知らせ

議会事務局

議会本会議の傍聴を希望される方は、当日開会の30分前から受付しますので、お出かけください。

12月定例議会日程(予定)

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| 12月5日(木) 午前10時 本会議(提案説明) | |
| 6日(金) 午前10時 本会議(議案質疑) | |
| 午後1時30分 社会文教観光常任委員会 | |
| 9日(月) 午後1時30分 総務経済常任委員会 | 11日(水) 午前10時 一般質問 |
| 10日(火) 午前10時 一般質問 | 13日(金) 午後2時 本会議(委員長報告・討論・採決) |



11月29日(金) 緊急地震速報の訓練放送をします

今回の緊急地震速報の訓練放送は気象庁により行われ、放送を聞いた住民の皆さんに、地震発生時の身を守る行動を実践していただくとともに、緊急地震速報を体験していただくことを目的としております。

放送は、当町でも10月より運用しているJ-アラートによる緊急放送を使用して、有線放送及び音声告知放送により行われます。

緊急放送ですので、大きな音で流れますが、事前に緊急地震速報があった場合どのようにするのか確認し、あわてずに対処をお願いします。

● 訓練に参加するには

特に役場等に申し込む必要はありません。自主参加をお願いします。

緊急地震速報の訓練放送が、有線放送及び音声告知放送で流れます。放送を聞いた方は、実際に身を守る行動を試みてください。行動ができない方は、放送が流れた場合、どのように行動するかを事前に考えてみてください。

訓練実施後、報告等の必要はありません。

(参考) 気象庁ホームページ http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/eew_kunren.html

● 緊急地震速報を聞いたら

緊急地震速報を見聞きしたときの行動は、まわりの人に声をかけながら、「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが基本です。



頭を守って、安全な場所に避難！



危ない場所から離れて！



お店では、あわてず係員の指示に従って！

普段からの備えが重要です

強い揺れに見舞われると、家具の落下や、転倒、ガラスの破損などが起きることが想定されます。緊急地震速報を見聞きしても、これらに危険に対する備えができていなければ身の安全を守ることができません。

日頃から地震への備えを心がけ、家具などの転倒防止などの対策をして、室内の安全な場所を把握しておきましょう！

<リーフレット「緊急地震速報～あわてず、まず身の安全を!!～」>

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/eew201303/index.html>

お問い合わせ先 役場庶務係
又は 気象庁 地震火山部管理課 地震津波防災対策室 電話 03-3212-8341 (内線4662、4666)

交通安全

9月21日から30日まで、秋の全国交通安全運動が行われました。期間中は、交通安全推進指導員、役場職員を中心に学校周辺や通学路の横断歩道で街頭指導を行い、国道142号芦田信号機ではシートベルト着用調査も実施しました。

また、広報車・パトカーによる巡回督励も行われました。



■チラシと反射材を配布
(24日、ツルヤ立科店)



■夜間における高齢者交通安全教室
(25日、佐久川西自動車学校)



■チャイルドシート

着用推進活動

24日、たてしな保育園で保護者に対し、チラシ・グッズを配布し、シートベルト着用を呼び掛けました。併せて、チャイルドシートの設置状況調査を行いました。設置されていない車が見受けられました。小さな子どもは、シートベルトでは事故の際、衝突の瞬間に体がベルトをすり抜け、車の天井に頭をぶつけることや、車外放出などの危険が予想されます。チャイルドシートを、しっかりと着用しましょう。



■交通指導所を開設 (26日、浅科道の駅)

交通事故からあなたの未来を守る 自賠責保険・自賠責共済

無保険(無共済)での運行は犯罪です!

交通事故による死者数は年々減少傾向にあるものの、平成24年の事故発生件数は約67万件、死傷者数は約83万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべての自動車の所有者に、自動車1台ごとに加入が義務づけられており、基本的にすべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の保護を目的としています。

一人ひとりが、より一層自賠責制度の役割・重要性や、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。



自賠責制度の詳細内容は、<http://www.jibai.jp>でご覧になれます。



丸子中央総合病院移転に伴う路線バスのご案内

丸子中央総合病院がこの8月に移転新築されました。

これまで、立科町から同病院までは、東信観光バスが運行する丸子線を利用し、通院することができました。

今後、丸子線は、移転後の病院前を運行しませんが、次のとおりバスを乗り換えることにより病院まで行くことができます。

立科町 ⇨ 丸子中央総合病院

路線名	丸子線 (東信観光バス)		
バス停	立科町役場前	虎御前	丸子駅
運賃	660円		
時刻	7:44	7:59	8:11
	8:48	9:03	9:15

乗り換え

路線名	鹿教湯線 (千曲バス)	
バス停	丸子駅	中央病院前
運賃	150円	
時刻	8:35	8:44
	9:30	9:39

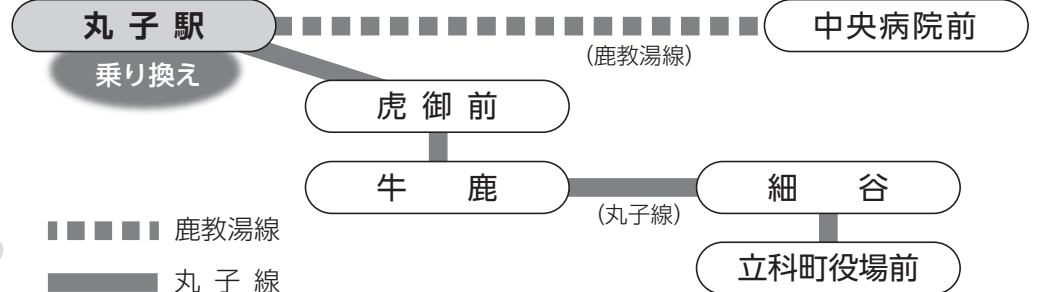
丸子中央総合病院 ⇨ 立科町

路線名	鹿教湯線 (千曲バス)	
バス停	中央病院前	丸子駅
運賃	150円	
時刻	10:12	10:21
	13:45	13:54
	16:00	16:09

乗り換え

路線名	丸子線 (東信観光バス)		
バス停	丸子駅	虎御前	立科町役場前
運賃	660円		
時刻	10:35	10:47	11:02
	14:00	14:12	14:27
	16:35	16:47	17:02

概略図



権現の湯からお知らせ

権現の湯お楽しみカラオケ発表会を開催します

日頃の練習の成果を発表してみませんか。

日時 11月26日(火) 午前10時30分 (受付開始)

午前11時00分 (カラオケ発表会開始)

場所 権現の湯 カラオケルーム

募集人員 先着45名



- 留意事項
- 1) 入館券をご購入ください。
 - 2) 受付はカラオケルーム前廊下にて行いますので、必ずご本人でお願いします。
 - 3) 昼食は各自でお願いします。カラオケ弁当 (600円) を希望される方は、ご予約願います。
 - 4) 出場順位は、予め当方にて決めさせていただきます。

お問い合わせ先 立科温泉権現の湯 電話 56-0606 有線 4126

平成25年11月1日より新しいワクチン「プレベナー13」が定期接種に導入されます。

今までのワクチン「プレベナー」は使用できなくなりますが、接種は今まで通りです。

10月まで小児肺炎球菌感染症を予防するワクチンとして、7種類の肺炎球菌の成分が含まれている「プレベナー(沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン)」が使用されていました。今回新たに承認されたワクチンは「プレベナー13(沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン)」で、新たに6種類の成分が追加され、計13種類の肺炎球菌の成分が含まれています。これにより、従来よりも多くの種類に対して予防効果が期待できると考えられています。

◎新しいワクチン「プレベナー13」の接種スケジュールはどのようになりますか？

▲今までのワクチンの接種スケジュールと同様になります。

標準的な接種スケジュール

●初回接種 生後2月から生後7月に至るまで接種の場合

・初回接種 27日以上の間隔をあけて3回

(2回目3回目の接種は生後12月に至るまでに接種し、それをこえた場合は行えません)

・追加接種 生後12月に至った日以降で、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後1回
(標準的な期間 生後12月～15月に至るまでの間)

標準的接種以外のスケジュール

●初回接種 生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間に接種の場合

・初回接種 27日以上の間隔をあけて2回

(2回目の接種は生後13月に至るまでに接種し、それをこえた場合は行えません)

・追加接種 生後12月以降に初回接種終了後60日以上の間隔をあけて1回 (生後12月以降に接種)

●初回接種 生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでの間に接種の場合 ・60日以上の間隔をあけて2回

●初回接種 生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間に接種の場合 ・1回接種

◎途中まで「プレベナー」で接種していましたが、11月1日以降はどちらのワクチンを接種すればよいですか？

▲両ワクチンの接種スケジュールは同じですので残りの回数を「プレベナー13」で実施してください。

住民係

国民年金だより

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」

が発行されます

—— 年末調整・確定申告まで大切に保管を！ ——

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されます

ので、所得の年末調整や確定申告を行う際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、平成25年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」については、控除証明書のほかに表示されている番号へお問い合わせください。

控除証明書専用ダイヤル(平成25年11月1日～平成26年3月14日)

電話 0570-070-117 (ナビダイヤル)

050または070-5***・070-6***から始まる

電話(PHS)でおかけになる場合は

電話 03-6700-1130

※お問い合わせの電話番号にかける場合は通話料金がかかります。

STOP!
児童虐待 I

子育て中の
皆さんへ

子育てひとりで抱えこまないで!!

～勇気を出して話してみよう～

福祉係

子育ては常に楽しいことばかりでなく、つらくて、大変なこともあります。子育てのストレスが、ときに子どもへの虐待の引き金となっていることも指摘されています。

子育てに悩んだときは、一人で抱え込まず、周囲の人に相談してください。

『しつけ』それとも『虐待』?

『しつけ』と『虐待』はまったく違うもので、暴力やお仕置きで子どもを従わせることは、しつけとは言えません。たとえ親がしつけと思っていても、**子どもにとって有害な行為や発言は『虐待』**になります。

- ①身体的虐待 外傷の残る、またはそのおそれのある暴行や、生命に危険のある暴行、さらに戸外に閉めだすことなど
- ②ネグレクト 食事を与えない、身体や環境をひどく不潔なままにする、受診させない、子どもの意思に反して学校に登校させないなど
- ③心理的虐待 言葉による脅しや脅迫、無視し拒否的態度をとる、「いないほうがいい」「生まなきゃよかった」といった傷つくような言葉を繰り返す
- ④性的虐待 子どもに対し性的ないたずらや性的関係を強要する、させることなど

虐待が子どもに与える影響とは…?

虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、次の世代にも虐待を起こすおそれがあります。



発達への影響 言葉や学習の遅れなど

体への影響 後遺症、低身長・低体重、栄養不良など

心への影響 情緒不安定、自己否定感、強い不安感など

行動への影響 暴力性、自傷行為、対人関係の形成など

あなたの気持ち話してみませんか?

どんな小さなことでも気になることがあるときは、児童相談所、保健師、福祉担当者、地域の人や民生児童委員など自分の気持ちを話してみましょう。

児童相談所全国共通ダイヤル (近くの児童相談所につながります)

電話 0570-064-000

立科町役場町民課 (保健師・福祉担当者など)

電話 56-2311

こちら 地域包括支援センターです!

福祉係

チャレンジ・介護予防 おいしく、楽しく、バランスよく

低栄養予防篇②

食生活10のポイント

食欲の秋!! 野菜や果物など秋の味覚を楽しみながら上手に栄養を摂取しましょう。

高齢期の食生活のポイントです。ちょっと、食卓を見直してみませんか?

- ①バランスよく3食しっかり食べましょう。
- ②油類の摂取が不足すぎないように気をつけましょう。
- ③動物性のたんぱく質を取りましょう。
- ④肉と魚の摂取は同じくらいにしましょう。
- ⑤乳製品(牛乳なら200cc)を摂りましょう。
- ⑥野菜は色んな種類を毎日たっぷりとりましょう。
- ⑦家族や友人と一緒に食事を楽しみましょう。
- ⑧食欲がないときは副菜から先に食べましょう。
- ⑨酢・香辛料等を上手に料理に取り入れましょう。
- ⑩和風・中華・洋風等、色々な料理を取り入れましょう。

食べる事は、健康を維持するために必要不可欠なことです。

地域の食材・旬の食材を積極的に食べて、健康で生き生きと生活しましょう。

地域包括支援センター・福祉係 有線4503 (直通)

『歩く』は『元気』

今年厚生労働省から「アクティブヘルスガイド」が提案されました。その中で、今より10分多く体を動かすことで病気を減らすことが出来る。と明記されています。

私たちが獲得してきた『歩く』こと。車で3分、歩いて10分。選んでみませんか『歩く』こと。今年のあと2ヶ月の目標にしてみてもいいのではないでしょうか。

二足歩行の人間

人間が歩けるようになるまでには、生まれてからおおよそ1年間かかります。他の動物は生まれて数分、数時間で歩行し始める動物もいます。何故、人間は歩くのにこれだけの時間をかけるのでしょうか。

二足で歩行するためには、筋肉と微妙なバランスをコントロールする神経の働きが発達があって、初めて二足歩行が出来るようになるそうです。

足の3つの役割

- ①**重心のコントロール・筋力アップ**：足は体重を支え・足裏全体（足指も含む）で身体のバランスをとる。

- ②**第二の心臓**：足は身体の血液の流れをよくする。
③**クッション**：足は歩いたり、走ったり、飛んだりしたとき、クッションの働きをし、足に加わる衝撃から身体を守る。

プラス10でカラダを変えよう

今年度広報でも少しずつご紹介しています健康増進計画『健康たてしな21（第2次）』は、目標を「立科町で健康・長生き」とし、3つの大枠で事業を進めています。9月号では1つ目の健康づくりについて、今回は2つ目の『疾病予防』についてお話ししました。

『疾病予防』は文字のごとく病気にならないようにすることです。町では様々な検診や講演会、教室などを開催しています。これらを活用いただきながら、日々の生活の中で今より10分多く動くことで、行動が変わり、習慣が変わり、そしてカラダが変わります。カラダにとって大きな収穫となるよう、今から、ここから始めましょう、+10（プラステン）。

つるがめ塾 第2回 講演会 12月5日(木) 19:00～

今度は“おしっこの専門家”がやってくる!!

※詳しくは近日配布のチラシをご覧ください。



お酒との上手な付き合い方 ～お酒の適量を知ろう～

環境保健係

体内に入ったアルコールは肝臓で分解されますが、アルコールを分解する能力は人によってそれぞれ違います。日本人の適量は、1日平均純アルコール量で約20gとされています。

しかし、この量はあくまでも目安であって、誰にでもあてはまるわけではありません。例えば、女性や高齢者の場合はこの半分くらいが適量です。また、日本人の約45%はアルコールに弱い体質といわれていて、

そうした人がお酒を急激に大量に飲んだりすると、急性アルコール中毒を起こす危険性が高くなったりします。

また、お酒に強いからといって、毎日適量を越すほど飲み続けていると、アルコール性肝炎や生活習慣病などのリスクが大変高くなります。

お酒の適量の目安

種類	アルコール度数	量	純アルコール量
日本酒	15度	1合 (180ml)	22g
焼酎	35度	ぐい飲み2杯弱 (70ml)	20g
ビール	5度	中びん1本 (500ml)	20g
ウイスキー	43度	シングル2杯 (60ml)	21g
ワイン	12度	グラス2杯弱 (200ml)	19g

障害年金のお知らせ 視野の障害の認定基準が変わりました

住民係

平成25年6月1日から眼の障害の障害認定基準が改正されました。

視野の障害の2級の基準が一部追加されたため、今まで障害年金に該当しなかった方も、請求すれば該当する可能性があります。

※ご自身の障害の状態については、かかりつけの医師に相談ください。

ご不明な点は、小諸年金事務所 電話 0267-22-1082 までお問い合わせください。

しいなちゃん!このゴミどっち? 番外編

環境保健係



ごみの収集はどのように行われているの?

ごみの収集は、様々な機能を持った車両6台で、その日の収集する品目や種類によって使い分けています。

パッカー車は、可燃ごみ、ペットボトル、容器包装プラ、紙類、缶類、ビン類、衣類など多様な品目を収集します。



4トンパッカー車



3トンパッカー車



3トン(4WD)パッカー車

トラック、ダンプ車は、不燃ごみ、粗大ごみ、発泡スチロール・トレイを主に収集します。



4トントラック



2トンダンプ



1トンダンプ

こんなケースがあります

新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、牛乳パックの回収は、3台のパッカー車で、種類ごと分けて回収しています。そのため、道路事情等により3台同時に同じ集積所へ同じ時間に停めて回収することができません。時間差で回収することになります。



回収する時間が車両によって異なるため、回収してしまった後に出してしまうと、そのまま残ってしまい地区の当番の方に迷惑をかける場合があります。

ごみの排出は、午前8時30分までにお願いします。

例 ある集積所では…

AM 8:40 新聞回収

AM 8:50 ダンボール・牛乳パック回収

AM 9:00 住民Aさん「まだ、雑誌・雑紙が残っているから新聞を出していこう」

AM 9:20 雑誌・雑紙回収 (Aさんが出した新聞だけ残ってしまう)



このような場合、最後に雑誌・雑紙の回収車では、新聞の回収ができません。他の品目が残っているからといって、既に回収された品目は出さないようにしてください。

午前8時30分までに
出せば、トラブルになりません!

けど…

大、どうなるの？

急医療を実現します！

急搬送される場合



三次救急医療

生命の危険？！
症状の重い状態(重症)に！

佐久医療センターで、
高度な治療が行われます。

佐久総合病院佐久医療センター
(平成26年3月開設予定)



命に関わる
救急医療や
高度な専門
医療を担う
病院です。

佐久医療センターを初診で受診する
時は、かかりつけ医からの「紹介状」
が必要となります。



重度

患者の症状や状態に応じ、
それぞれの施設が連携して、
地域全体で支える
医療体制づくりを
目指しています。



住民の皆さまにお願いです。

◎最近、比較的軽症な患者が、直接、二
次・三次救急医療機関へ受診したり、救急
車を利用するケースが増えています。

◎大切な家族や自分自身の体のことを思
えばやむを得ない点もありますが、一方で、
本来入院や手術を要する重症の患者を診
るべき病院等で、その受入れに支障が生じ
る場面も起きています。



日常的な病気や風邪などの
軽症の場合は、落ち着いて
まずは地元の「かかりつけ医」を
ご利用いただくようお願いします。

受診や救急車利用
の際は、冷静な判断
で適切な受診を！

立科町



佐久総合病院の佐久医療センターが開設するって聞いた

佐久地域の救急医療は



医療機関の役割分担で効率的な救急医療

← 自ら通院できる場合 →

初期救急医療

(比較的軽度と思われる)病気やけがに!
(急な発熱、嘔吐、腹痛、軽傷など)

まずは、下記の医療機関に受診してください。

《平日の昼間の場合》

- * かかりつけの医療機関

《休日、平日の夜間の場合》

- * 休日当番医(日中のみ)

- * 佐久地域休日小児急病診療センター
休日のみ 受付時間 8:30~12:00

- * 佐久地域平日夜間急病診療センター
平日のみ 受付時間 19:00~21:30

浅間総合病院の中にあります。

← 救急車などにより救急 →

二次救急医療

入院や手術、詳しい検査を要する状態に!

救急隊の判断により搬送された後、下記の医療機関で、初期診療と応急措置が、また、必要に応じて入院治療が行われます。

《救急車受入れの指定を受けている医療機関》

- * 厚生連小諸厚生総合病院
- * 厚生連佐久総合病院(本院【臼田】)
- * 市立国保浅間総合病院
- * 御代田中央記念病院
- * 小諸病院
- * 雨宮病院
- * 金澤病院
- * 川西赤十字病院
- * くろさわ病院
- * 町立千曲病院
- * 厚生連佐久総合病院小海分院
- * 国保軽井沢病院
- * 柳橋脳神経外科

(注) 上記の病院全てで、常時、休日・平日夜間の診療が可能わけではありません! ご注意ください。

軽度



狩猟期間のお知らせ

平成25年11月15日(金)～

平成26年3月15日(土)まで

農林係

(上記期間中2月16日から3月15日までは、わなのみの狩猟を実施しています。)

狩猟期間とは、狩猟者（狩猟免許を保有し、かつ、県に狩猟者登録をした者）が銃器、網及びわなを使用して狩猟鳥獣を捕獲することができる期間です。

町民の皆様におかれましては、狩猟による事故を未然に防ぐために、以下についてご留意下さいますようお願いいたします。

また、この期間は町外の狩猟者も入りますので、ご承知おきください。



町民の皆様へ「山林等の狩猟地に立入る場合」のお願い

1. 赤色や黄色など目立つ色の服を着用しましょう。
2. 狩猟者に狩猟鳥獣と誤認されることを防ぐと共に、ツキノワグマと遭遇する危険性を減らすために、鈴やラジオ等を用いてご自身の存在を知らせましょう。
3. わなには決して近づかないようにしましょう。お子様を連れて山中に入った場合は特に注意が必要です。

「狩猟者の皆様」へのお願い

1. 関連法令やマナーを守りましょう。
2. 十分な安全確認（矢先の確認、脱砲の励行及び同行者の行動確認等）を行いましょ。
3. 猟犬の管理を徹底しましょう。
4. 狩猟により捕獲した鳥獣は、山野に放置せず回収等を行いましょ。

『爆音器』の使用にご注意ください!!

農林係・環境保健係

収穫期に伴う鳥獣被害防止対策について

スズメ、カラス、ハクビシン、タヌキなどの野生鳥獣による農作物の被害防止対策として、鳥獣侵入防止ネット、電気柵、爆音器などの使用が挙げられます。

特に、爆音器の使用について、設置した皆様はこまめに巡回し、定期点検を行いましょ。

また、下記事項を注意して使用しましょ。

1. 住宅から直線距離にして概ね200m未満の場所では使用しないようにしましょ。
※住宅から200m以上離れた場所に設置する場合であっても、設置期間は収穫期間等に限定し、必要最小限の使用に留めるとともに、設置について事前に近隣住民の皆様には周知を行うなど、周辺環境に十分配慮して使用しましょ。
2. 爆音器の使用は、日の出から日の入りまでにしましょ。
3. できるだけ爆音器に代わり防鳥網、電気柵等を使用しましょ。



立科町農業再生協議会では、耕作放棄地の解消を目的とし、そば栽培を支援するため、汎用コンバイン、トミー、そば磨機、石拔機を導入しました。

この機械は、佐久浅間農業協同組合しらかば西部営農センターにおいて、管理、運営を行いますので、使用を希望する方はしらかば西部営農センター（電話：0267-56-2600）へご連絡ください。

農林課
より
お知らせ

安心が大きくなる、将来の準備をしませんか？ 農業者年金 農業者の方なら広く加入出来ます



加入できる方 ●年齢20歳以上60歳未満 ●農業従事日数年間60日以上
●国民年金第1号被保険者

農業者年金の特徴

①少子高齢化に強い年金です！

自分が積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金です。

②保険料の額は自由に決められます！

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は月2万円～6万7千円の範囲内において、千円単位で自由に選ぶことが可能です。

③保険料の国庫補助があります！

次の要件を満たす方が、国庫補助を受けることができます。

- (1)60歳までに保険料納付済期間が20年以上見込まれる方
- (2)農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等）が900万円以下の方

●保険料の国庫補助を活用する場合の留意事項

「国庫補助による保険料とその運用益による年金」を受給するには、経営継承が必要となります。

④80歳までの保証付き終身年金

●年金は生涯受給できます。

万が一、加入者・受給者が80歳前に死亡した場合でも、80歳までに受け取る予定の農業者老齢年金相当額が死亡一時金として遺族に支払われます。

⑤税制上の優遇措置！

支払った保険料は全額（12万円～80万4千円）が社会保険料控除の対象になり、所得税や住民税の節税につながります。払った保険料の15%～30%程度の節税につながります。

お問い合わせ先 立科町農業委員会 農林課内 電話 0267-56-2311

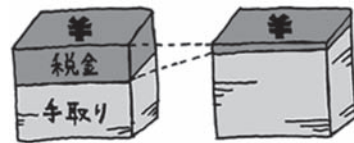
農地の売買なら任せて安心！(財)長野県農業開発公社

対象農地：公社が売買する農地は、農業振興地域の農用地区域内が対象です

農地を売られる方

譲渡所得が800万円まで特別控除されます。（買入協議制度を活用した場合は、1,500万円まで）

計算例	通常の売買	公社活用の売買
譲渡価格	800万円	800万円
取得費+譲渡費用	40万円	40万円
特別控除額	0万円	800万円
課税所得額	760万円	0万円
税金(20%)	152万円	0万円



農地を買いたい方

登録免許税

登録免許税の税率が15/1,000が、8/1,000に軽減されます。

不動産取得税の軽減

不動産取得税の計算において、課税価額の1/3相当が控除されます。

制度資金の融資対象

別途、金融機関による審査が必要。

※公社の農地売買には、手数料がかかります。

売り手・買い手双方の 心理的抵抗感を解消します

不安解消

不安解消 その1

公的機関として調整をさせていただきます。

不安解消 その2

公社が一旦農地を買い受けてから売り渡しますので、安心して売買ができます。

不安解消 その3

農地売買に関する手続きを公社が支援いたしますので、売り主・買い主はわずらわしさがありません。

お問い合わせ先 立科町農業委員会 農林課内 電話 0267-56-2311

12月7日(土)「第36回 人権を考える町民大会」が開催されます

講演の講師は作家の石川結貴さん

いしかわゆうき

「人権について考える県民運動強調旬間(12月1日～10日)」に併せて、今年も12月7日(土)に老人福祉センターにおいて第36回人権を考える町民大会を開催いたします。

今回は、作家活動のほか講演会やテレビ出演など幅広い活動実績を持ち、NPO法人保育支援センター理事として子育て支援にも取り組んでいる石川結貴さんを講師にお招きして“～いじめ、ネット、将来～ 不安な子どもをどう支えるか”をテーマに講演していただきます。大勢の皆さまのご来場をお願いいたします。

また、法務省では12月4日から12月10日(人権デー)までを「人権週間」と定めて、人権に関する各種啓発活動を実施します。

「人権」について考える良い機会としてとらえ、お互いの人権を尊重し、人と人とのつながりを大切にしまちづくりを実現しましょう。

女性の人権ホットライン強化週間の「電話相談所」開設について

全国人権擁護委員連合会では、配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為といったさまざまな人権問題についての相談を受け付けるため、「女性の人権ホットライン」を開設しています。

女性の人権問題の解決を図るための取組を強化するため、全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」(11月18日～24日)を実施し、それに伴う電話相談所が開設されます。

日 時 平成25年11月23日(土) 午前10時～午後3時

電 話 長野地方法務局佐久支局 0267-67-2272

相談は無料で秘密は厳守します。予約は不要です。

来庁の相談も受け付けます。

長野地方法務局佐久支局(佐久市猿久保890-4)

女性の人権ホットライン(平日のみ 8:30～17:15)は年間を通じて受け付けています。

電 話 0570-070-810

11月は子ども・若者育成支援強調月間です

社会教育人権政策係

子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組を図るために、特に、家庭や学校、企業、地域など社会全般に深く関係する子ども・若者育成支援が、国民的な理解と広がりを持ったものとなるような取り組みが大切です。

町では、この期間中、学校校門前などであいさつ運動を行います。地域の青少年に、温かなまなざしを向け、大人から進んであいさつをする、褒める、叱る、認める、感謝する、考えさせる、注意するなど、様々な声かけにより、地域の青少年と積極的に関わることで健やかな成長を支援しましょう。

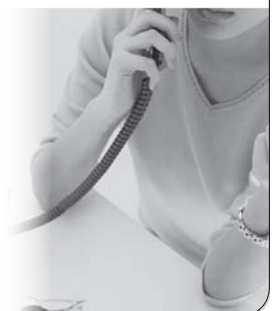
ひとりで悩まずに
いつでも相談してください

長野県・長野県教育委員会・長野県警察本部

● 県の相談電話 ●

いじめの相談……24時間いじめ相談電話	0570-078310
虐待の相談……児童虐待・DV24時間ホットライン	0263-91-2410
犯罪被害の相談…警察本部警察安全相談窓口	#9110(026-233-9110)

上記の相談電話は、24時間いつでも受け付けています。





健康体操教室

寒くなってくると、体を動かすことが少なくなりがちです。健康で元気な体づくりのために、簡単にできる腰痛や膝痛に効果のある体操を覚えて、毎日、体を動かしましょう。

日時 12月4日(水) 午後1時30分～3時

場所 老人福祉センター 集会室

講師 佐久平整整形外科クリニック スタッフ

その他 ※都合により講師等が変更される場合があります。

どなたでも参加ができますので、お誘いあわせの上、お気軽にご参加ください。



マレットゴルフ大会 (10月4日(金)開催)

99名の参加のもと、技術の向上のみならず、相互の交流親睦が深められました。

結果は次のとおりです。(敬称略)

	男子の部	女子の部
優勝	羽田袈裟幸	佐藤エイ子
準優勝	羽田袈裟巳	宮澤 薫
三位	宮澤 政恒	寺島ケサキ
	分館対抗の部	
優勝	赤沢連合分館	
準優勝	町分館	
三位	茂田井分館	

立科町公民館 (教育委員会 社会教育人権政策係) 有線 2311(代)

図書室だより

お願い

返却期限は守りましょう。本の予約待ちをしている人もいますので借りた本は期限内に返却をお願いします。

教育委員会

新着図書

「恋しくて」 Ten Selected Love Stories

村上 春樹 (編訳) 中央公論新社 (出版)

村上春樹が選んで訳した世界のラブストーリー9編と、書き下ろし短編小説「恋するザムザ」。大人も若者も、恋する気持ちを大切に思える、甘くて苦い恋愛小説集。

「雑談力が上がる話し方」 30秒でうちとける会話のルール

齋藤 孝 (著) ダイアモンド社 (出版)

相手との気まずさを解消し、場の空気を作り、互いの距離を縮める能力「雑談力」を紹介。学校や会社でもすぐに使える50のアイデアを掲載。読めば誰かと話したくなる!

「風に吹かれて」

鈴木 敏夫 (著) 中央公論新社 (出版)

宮崎駿、高畑勲という二人の天才を支え続けてきた、スタジオジブリのプロデューサー・鈴木敏夫のすべて。聞き手・渋谷陽一が名プロデューサーの足跡を辿りその思想に迫る。鈴木敏夫の世界観、ジブリ映画の制作秘話、スタジオジブリのこれからを伝えるファン待望の1冊。

「風立ちぬ」

宮崎 駿 (原作・脚本) 徳間書店 (出版)

不景気と貧乏、病気、そして大震災と生きるのに困難な時代に、「美しい飛行機を作りたい」という夢を追った堀越二郎の半生を描く。宮崎監督の最新作のアニメ絵本。



お知らせ

「ちゅうりっぷの会」による

乳幼児のためのおはなし会

日時 11月27日(水) 午前10時30分～

場所 中央公民館 視聴覚室

対象 0歳児～

今月のテーマ 「虫」

大型絵本・パネルシアターなど

親子でお楽しみください

図書室利用案内



開室時間

●月曜日～土曜日

午前9時30分～午後6時(土曜日は午後5時)

●日曜・祭日 午後1時～午後5時

*お一人 4冊まで 2週間借りられます

- 立科小学校/午前9時～午前11時30分
電話 56-3131 (呼)・有線2190 (呼)
- 立科中学校/午後2時～午後5時
電話 56-1076 (呼)・有線2251 (呼)
- 立科町児童館/
午前 11時40分～午後 1時30分
電話 56-0303 (直通)
有線 8889 (直通)

※予約をされる方は児童館または小・中学校の
教頭先生へご連絡をお願いします。

教職員の「信用失墜行為」にかかわる 教職員への提言と学校に集う すべての方へのお願い

立科町教育相談員 岩上起美男

「またか……。」

「またか……。」
 昨今、体罰やわいせつ行為、重大な過失など、教職員の「信用失墜行為」が、相次いで新聞紙上をにぎわせており、その都度、失望感や怒りの入り混じったや切れない思いにかられます。

今春5月、諏訪市立上諏訪中学校教諭が、女子高校生への迷惑行為の疑いで逮捕されました。その約半月後、茅野市立長峰中学校教諭が、児童買春・ポルノ禁止法違反の疑いで逮捕されました。

教職員の不祥事を憂える多くの方が、防止に躍起になっている最中の教諭逮捕であり、まことに嘆かわしい限りです。

その後も不祥事は収まらず、7月26日の信濃毎日新聞第一社会面のほとんどが、「駒ヶ根の小学校教諭逮捕、県迷惑防止条例違反の疑い」「南箕輪の小学校事務職員前任校でも着服」の記事でした。

同様に、8月20日は、「松川町の小学校教諭逮捕、麻薬取締法・薬事法違反の疑い」「教員逮捕本年度4人目」が、第一社会面のスペースの半分以上でした。

さらに、10月11日、またもや「県内の小学校男性教諭停職6ヶ月」という不祥事が報じられました。

さらにまた、10月22日、「上田千曲高校教諭の万引容疑事件」が大きく報道されました。本年度、5人目の県内の教員

逮捕です。

新聞各紙によりますと、教職員の「信用失墜行為」は、長野県外でも頻発しています。今年1月から9月の間に、次のような記事を目にしました。

○大阪産業大学が、付属高校に依頼して、入学意思のない付属高校の生徒に謝礼を支払って受験させた。

○埼玉県の私立本庄第一高校の英語科講師が、教員免許失効後も授業を行っていた。県学事課は、「担当した授業は単位として認められない。」としており、40時間程度の補習と課題提出を行う。

○迷惑防止条例違反の疑いで、兵庫県立尼崎小田高校長を現行犯逮捕した。

○大阪市教育委員会は、部下の教員4人の財布から現金を盗んだとして、市立野里小学校教頭を懲戒免職にした。

○大阪府立高校女性教諭が、勤務時間外に風俗店でアルバイトをしていた。

○岐阜県警が、コンビニで2回、菓子パニー1個を盗んだ大垣市立中学校教諭(教務主任)を書類送検した。

○わいせつ行為を全面否定している神奈川県川県藤沢市立小学校教諭を、学校側が刑事告発した。

○勤務校とは別の中学校に侵入し、校舎の窓ガラス6枚に落書きをしたとして、

愛知県大府市立大府南中学校教諭を現行犯逮捕した。

○高知県の公立中学校教諭が、県独自の学力テストとほぼ同じ問題を、テスト直前の授業で教えていた。

○山形市立中学校のバレー部顧問(50代男性教諭)が、部員同士で平手打ちをさせる体罰を繰り返していた。

改めて申し上げるまでもなく、このような教職員の「信用失墜行為」が児童・生徒に及ぼす悪影響は、極めて深刻です。越えてはならないラインを後先無く越えてしまう、教職員のあまりにも身勝手な我欲を目的にした子は、程度の差こそあれ、人間不信や価値観の混乱など、精神的なダメージを被ります。

のみならず、担任教師の交代や学習環境の急変によって、登校できなくなったり、学級不適応感に苛まれたり、また、学級が崩壊状態になったり、という二次的な被害も生じているそうです。

我が子が、このような理不尽な実害を被りますと、いかに学校教育に理解のある親でも、子育て及び教育の大切なパートナーである教職員への信頼が薄れ、不信感や不安、憤りなどのために、信頼に基づいた連携関係に亀裂が生じてしまうのは当然です。

したがって、教職員は、絶対に「信用

失墜行為」をしてはなりません。人格の完成を目指す（教育基本法第一条「教育の目的」）教育は、人と人との信頼を基軸にした営みですので、教職員は、犯罪や人権侵害、体罰、重大な過失、子どもを傷つける言葉など、「信用・信頼」を損なう行為を厳に戒めなければならぬのです。

これは、教職員の「信用失墜行為」に対する、教職員の方への切なる提言です。

教職員の自戒を求めるとともに、大多数の教職員は、日々、誠実に頑張っていることを、親御さんをはじめ、学校に集うすべての方に、何としてもご理解をいただきたいと存じます。繁忙な学校教育現場ですが、児童・生徒ときちんと向き合い、地道な教育実践を重ねている教職員が決して少なくないのです。

この点については、立科小学校も立科中学校も、蓼科高校も例外ではありません。三校に奉職する教職員の方々は、試行錯誤の繰り返しの中で悩み苦しみながらも、教育活動に粘り強く取り組み、「立科教育」を力強く推進されていると思います。その思いを、奇しくも教職員の「信用失墜行為」が報じられた10月11日、立科小学校の家庭科研究授業及び授業研究会に参加させていただいた折に、なおいっそう強く致しました。

先生は、このような教職員の誠実な張りによって、まさに課題と難題が山積し、危機的状況と言われてから久しい今日の日本の学校教育が、何とか「今」を維持していると確信しています。

そのため、教職員の「信用失墜行為」を報ずる記事に接するたびに、やり切れない思いにかられると同時に、ごく一部の不心得な教職員の背信行為がクローズアップされ、大多数の、誠実に頑張っている教職員まで同一視されてしまう社会の風潮がまことに歯がゆく、残念でなりません。



翻って考えてみますと、今日の日本は、次のような事件や出来事が、連日のように報道されています。

政治家の失言。医師の診療ミス。警察官の犯罪。公務員の職務専念義務違反。研究者の論文盗用。医科大学の臨床データ操作・製薬会社との癒着。大学教授の

研究費不正受給。副町長主導の人口水増し。食品販売業者の賞味期限改ざん。消防団員の放火。福島第一原発の高濃度汚染水の海洋流出。ニュースキャスターの痴漢行為。民間テレビの申告漏れ。テレビ局ディレクターの器物損壊。通信社の写真誤配信。列車運転士のATIS破壊。化粧品の健康被害。過去最多となった70歳以上の犯罪。児童虐待の児童相談所への通告、初の1万人超。過去最高の奨学金未返済金額。基準値の10倍以上の農薬散布。スポーツ界の暴力・セクハラ。殺人。死体遺棄。……。

一部に、罰則を厳しくしようが、何度通達を出そうが、研修を重ねようが、周囲への迷惑を一顧だにしない、前述の報道事例のような不逞の輩がいるのです。教職員の「信用失墜行為」も、まったく同じ構図で起こっていると思います。或る方が、教師の体罰について、「冷静さを失わない指導を……。」と述べていましたが、「冷静さ」という視座で、教職員の「信用失墜行為」を考えますと、圧倒的多数の教職員は冷静で、ごく一部の、ほんのわずかな不心得な人だけが、冷静さを欠いているのです。

このような事案の背景にあるものは、日本人全体の内面（道徳的価値観）の変調と一部の極端な荒唐ではないでしょうか。職業には、それぞれの目的や任務があり、それゆえに、絶対に守らなければならない、職業に応じた基本的な倫理があります。そして、大多数の方は、この職業倫理を遵守し、自分の役割を全うしています。しかし、その反面において、たとえば、「個人の命と財産を守り、犯罪の予防を任務とする警察官の犯罪」や「事実に基づいた客観報道を使命とするマスメディアの誤報・虚偽報道」など、絶対に守るべき職業倫理をいとも簡単に破ってしまう不屈な者がいます。

そこで、学校教育に対する強い逆風を感じつつ、学校に集うすべての方に、「教職員の『信用失墜行為』は、日本人全体の『道徳的価値観』の多極化の問題ととらえるべきで、風評や一部の扇動的な報道などに押し流されて、いたずらに教職員批判に走らないようにしましょう。」とお願い申し上げます。

児童・生徒がより充実した学校生活を送るために、学校は「社会の縮図」であり、学校教育は社会の同心円上にある、という客観的で、受容的な姿勢で、ぜひとも、学校教育を温かく見守っていただきたいと存じます。

学校教育の場には、誠実に頑張っている教職員が大勢いるからです。

マツ並木歴史ばなしあれこれ⑨

明治時代を迎えると、江戸幕府のような街道の並木政策はなくなり、「笠取峠のマツ並木」に関する資料が少ない傾向にあります。今回は、近代の笠取峠のマツ並木のアカマツの推移及び地域との関わりについて紹介します。

笠取峠のマツ並木のアカマツについて、推移を数字でとらえると次のようになります。江戸期の安政年間には小苗木を含めて750本ほどあったアカマツも、大正時代には229本となり、昭和49年の県指定時には127本まで減り、現在は66本（県指定時のもの）となっています。

雪折れや交通事故によるもの、道路改良によるもの、そして、近年は、松くい虫によるものなど、様々な理由によりアカマツが減少してきています。

また、笠取峠のマツ並木は、天然記念物としての価値のみならず、地域の歴史を刻んでいる歴史的な価値が高いこともあげられます。

大正13年（1924）	229本	史蹟名勝天然記念物調査報告
昭和49年（1974）	127本	長野県天然記念物指定時
平成5年（1993）	108本	
平成15年（2003）	87本	
平成25年（2013）	66本	10月末現在

① 戦中の燃料確保

「戦争遺跡」とも言える松脂取りの痕跡を見ることができます。右の写真のような痕跡が12本確認できています。このほか、別の場所ではありますが、松根油を採取したという話を聞くこともできました。戦中のマツ並木は、戦争との関わりがあったことがわかります。



松脂取りの痕跡

② 町の主要幹線道路

現在の町道松並木線は、中山道の道形を示す道路であり、国道142号として、重要な交通機能を有していましたが、昭和40年代になると、道路交通優先か、文化財保護優先かとの議論がありました。右の写真は、自動車の接触で傷がついたと思われるものです。



自動車との接触で付いたと推測される傷

③ 並木敷地の土の採取

マツ並木の北側の斜面は、土を採取したような人為的な地形を見ることができます。耕作時に使用するために採取したという話もあれば、道路拡幅時に土を取ったという記録も残されています。



土が採取されたと考えられる土地

立科土地改良区職員採用のお知らせ

- 採用予定（平成26年4月1日付採用） 職員……1名（男性）
- 申込資格（1）年齢（生年月日）等……短期大学卒業程度の学力を有し、昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、立科町出身で採用時に立科町に住所を有し、心身ともに健全な者
（2）資格等……普通自動車運転免許証取得者（A T限定不可）
- 待遇（1）給与・賞与 当土地改良区規程による
（2）健康保険等 社会保険、厚生年金
- 申込期間 11月1日(金)～11月29日(金)
- 申込手続 申込時に次の書類を添えて郵送又は持参提出すること。
①履歴書（自筆のもの、市販のもので可）
②写真（履歴書に張付）
③健康診断書（通常の職務遂行に必要な健康度について、医療機関において作成されたものとする。）
④レポート「立科町の水と農業」について、1200字程度（用紙は適宜、自筆・パソコンどちらでも可）
- 採用方法 提出書類審査合格者に面接を実施し、採用者を決定する。
- お申込及びお問い合わせ先 〒384-2305 立科町大字芦田2532
立科土地改良区（電話 56-1133 有線 2170）
平日（月～金）午前8時30分から午後5時15分まで

裁判員制度～まもなく名簿記載通知を発送します！

●裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

平成26年の名簿に登録される人数は、全国で23万6500人です（選挙人名簿登録者全体に占める割合は、約440人に1人）。

●裁判員候補者名簿記載通知について

平成26年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、来年2月ころから平成27年2月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際に送る質問票で辞退を申し出てください。又は裁判の当日（選任手続時）に辞退を申し出てください。可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先 長野地方裁判所事務局総務課庶務係 電話 026-403-2008

平成25年分 青色申告決算等説明会のお知らせ

税務署では、青色申告をされている個人の方を対象に、青色決算書の作成方法や作成に当たっての注意点などについて、下記のとおり説明会を開催いたします。

説明会で使用する資料は、当日会場で配布し、講師は税務署職員（又は税務署が依頼した税理士）が行います。なお、会場の所在地などは、関東信越国税局のホームページにも掲載されますので、併せてご覧ください。

1 営業等所得関係

開催月日	時 間	会 場	対象地区
11月29日(金)	午後2時～4時	佐久穂町商工会本所 (佐久穂町高野町561-1)	佐久穂町
12月2日(月)	午後2時～4時	川上村商工会館 (川上村大深山542)	川上村・南牧村
12月3日(火)	午後2時～4時	臼田町商工会館 (佐久市臼田2207-1)	佐久市(臼田地区)
12月4日(水)	午後2時～4時	浅科商工会館 (佐久市甲1190-1)	佐久市(望月地区・浅科地区)・立科町
12月5日(木)	午後2時～4時	佐久商工会議所会館 (佐久市中込2976-4)	佐久市(佐久地区)
12月6日(金)	午後2時～4時	小海町役場二階大会議室 (小海町大字豊里57-1)	小海町・南相木村・北相木村
12月9日(月)	午後2時～4時	小諸市文化センター第一講義室 (小諸市甲1275)	小諸市・御代田町
12月10日(火)	午後2時～4時	軽井沢町商工会館 (軽井沢町中軽井沢9-3)	軽井沢町

2 農業所得関係

開催月日	時 間	会 場	対象地区
12月16日(月)	午後2時～4時	佐久市 浅間会館 (佐久市岩村田543)	全市町村

※ 各会場は、駐車場のスペースが少なく混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。

※ 対象地区以外の会場へもご出席いただけます。

お問い合わせ先 佐久税務署(担当部門：個人課税第一部門) 電話 0267-67-3460(代表)

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、**国税庁ホームページ**(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますので、ご覧ください。

詳しくは、**佐久税務署個人課税部門**(0267-67-3460 ※自動音声に従い「2」を選択してください。)にお問い合わせください。

お知らせ

INFORMATION

土地家屋調査士の行う無料相談会

日時 平成25年11月18日(月)

受付 午後1時～3時30分

相談時間 1件30分まで

会場 佐久市役所 501会議室

相談内容 土地の境界に関するトラブルの悩み、土地建物に関する登記等のこと
 ※なお当日は混雑も予想されますので、予めご予約いただきお越しくださることをお勧めします。

相談予約とお問い合わせ先

長野県土地家屋調査士会事務局

電話 026(232)4566

受付時間 午前10時～午後3時

(12時～1時を除く)

INFORMATION

長野県最低賃金改正のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃

金」が、平成25年10月19日から時間額713円に改正されました。

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を決め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

この機会にぜひ賃金の確認をしてみてください。

なお、対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆動手当て、通勤手当及び家族手当などは含まれません。

また、最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援制度(業務改善助成金や相談窓口)がありますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先

長野労働局労働基準部賃金室

電話 026(223)0555

または小諸労働基準監督署

電話 0267(22)1760

INFORMATION

自衛隊高等工科学生及び

自衛隊貸費学生の募集について

「自衛隊高等工科学校・生徒の募集」

資格 男子で中卒(見込含)17歳未満のもの

受付 11月1日(金)から

平成26年1月10日(金)まで

採用試験

「第1次試験」平成26年1月18日(土)

「第2次試験」第1次試験合格者のみ行ないます。

「防衛大学校一般・後期の募集」

資格 高卒(見込含)21歳未満の男女

受付 平成26年1月22日(水)から

1月31日(金)まで

採用試験

「第1次試験」平成26年3月1日(土)

「第2次試験」第1次試験合格者のみ行ないます。

お問い合わせ先

自衛隊長野地方協力本部上田地域事務所

電話 0268(22)5267

INFORMATION

テレビ・ラジオの受信障害に

関するお知らせ

放送電波の受信障害とは、家庭用・工業用電気製品から発生する電気雑音、テレビ受信用ブースターの異常発振、不法無線局からの電波、高層建築物によるビル陰障害等によって、良好な放送の受信ができなくなるものです。

特に、不法無線局から発射される強力な電波(不法電波)により、テレビ・ラジオなどが妨害を受けるケースもあり、電波利用環境の悪化が懸念されています。テレビがきれいに映らない、ラジオに雑音が入るといった電波に関することは、信越総合通信局までお気軽に御相談ください。(無料)

★無線設備への混信・妨害及び違法な無線設備の情報に関すること
 ・監視調査課

電話 026-234-9976

★テレビ・ラジオなど放送の受信障害に関すること
 ・受信障害対策官

電話 026-234-9991

★その他、情報通信の行政相談に関すること
 ・総合通信相談所

電話 026-234-9961

ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/>



平成26年度訓練生募集！ 長野県認定佐久高等職業訓練校

普通課程

募集科	授業料/年	訓練期間	授業日数
建築施工系 木造建築科	134,000円～	3年	週1日
木材加工系 木工科	134,000円～	3年	週1日
建築仕上げ系 左官・タイル科	154,000円～	3年	週1日
塗装系 建築塗装科	154,000円～	2年	週1日
設備施工系 配管科	174,000円～	1年	週1日

※他に教科書代は実費負担となります。

※授業料は入校生の雇用形態により134,000円～552,000円。詳細はお問い合わせください。

●入校資格

上記募集科の職種に従事しており、雇用主より派遣される方

短期課程

募集科	授業料	訓練期間	授業数
電子計算機科 建築CAD(JW)基本コース	52,500円	3ヵ月	週2回
電子計算機科 パソコン入門コース	52,500円	3ヵ月	週2回

●入校資格

- ・ 中小企業に雇用されている方
- ・ 学卒未就職者等で職業能力開発形成機会が十分でない方であって、就職のため受講を希望する方（訓練開始時満40歳未満の者）
- ・ 45歳以上の中高年齢者であって再就職の準備のため受講を希望する方
- ・ 出産、育児等を終了した方であって、元の職場等に復帰するための準備等で受講を希望する方
- ・ 定年退職者であって、再就職の準備のため受講を希望する方

ガーデニング講座

どなたでも受講できます

自宅の庭やベランダを四季折々の草花や樹木でコーディネートしてみませんか！

講座期間 平成26年5月～11月まで 全12回 受講料 30,000円

募集定員 全ての課程・講座とも 10名（最小開講人数5名）

募集期間 11月1日(金)～平成26年1月31日(金)



申込み・お問い合わせ先 長野県認定佐久高等職業訓練校 電話 0267-62-2276 <http://www.sakukokun.ac.jp>

INFORMATION
労働者・事業主間のトラブルを解決する
「あっせん」をご利用ください

手続は無料で簡単です。労使双方がご利用いただけ、秘密は守られます。

こんなトラブル、ご相談ください

- ・ 会社から納得できない理由で突然解雇（リストラ）された
- ・ パートで働いているが、何の説明もなく時給を下げられた
- ・ 配転命令を出したが、従業員に納得してもらえない

あっせんとは……

原則として、公益委員（大学教授・弁護士など）、労働者委員（労働組合役員）、使用者委員（企業経営者、使用者団体役員）、事務局職員の4者で構成するあっせん員が、労使双方の主張を確かめ、場合によってはあっせん案を示しながら、労使双方に働きかけ、紛争の自主的解決を援助する制度です。

お問い合わせ先

長野県労働委員会事務局（長野県庁8階）

電話 026（235）7468

Eメール roi@pref.nagano.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/roi/kashokai.htm>

事業主のみなさまへ 労働保険に加入していますか？

事業主は、社員・嘱託・アルバイト等労働者を一人でも雇用していれば加入手続きが必要です。労働保険は、労災保険と雇用保険の総称で、国の強制保険制度です。

労働保険の適用事業所数は、厳しい経済情勢の影響もあり、減少傾向にある中、依然として相当数の未手続事業所が残されています。

この未手続事業所の解消は、①労働保険制度の健全な運営、②費用の公平負担、③労働者の福祉の向上の観点から極めて重要であることから、より一層の適用促進に取り組み、未手続事業所の解消を図るため「未手続事業所一掃対策」を推進しています。

未手続きの事業所は、小諸労働基準監督署、ハローワーク佐久までお問い合わせください。

お問い合わせ先

小諸労働基準監督署

電話 0267(22) 1760

またはハローワーク佐久

電話 0267(62) 8609

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)のご案内

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借入れることができる制度です。無担保・無保証人で、積み立てた掛金の10倍の範囲内(最高8,000万円)で被害額相当の共済金が借入れ可能。『経営セーフティ共済』を賢く利用することをご検討ください。

(独)中小企業基盤整備機構が運営し、立科町商工会、金融機関の本支店などの窓口で取扱いしています。

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/>

コールセンター 電話 050-5541-7171 (平日：午前9時～午後7時 土曜：午前10時～午後3時)

小規模企業共済制度のご案内

個人事業主(共同経営者含む)・会社等の役員の方が事業をやめられる場合などに備えて、あらかじめ資金を準備しておく共済制度で、「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。特徴は、掛金が全額所得控除。毎年、掛金が所得控除となるため節税効果があります。(独)中小企業基盤整備機構が運営し、立科町商工会、金融機関の本支店などの窓口で取扱いしています。

URL <http://www.smrj.go.jp/skyosai/>

コールセンター 電話 050-5541-7171 (平日：午前9時～午後7時 土曜：午前10時～午後3時)

役場庁舎の時間外窓口をご利用ください

町では、住民の皆様の利便性を考慮し、業務時間を延長しています。

●実施日及び時間

毎週 月曜日 午後7時まで(ただし、月曜日が休日等の場合は翌日)

●取扱い業務

1. 住民係：戸籍・住民票・印鑑登録証明書の交付、国民年金資格に関する手続
2. 福祉係：児童手当、障害者福祉・福祉医療、介護保険、後期高齢者医療、高齢者福祉関係の申請
3. 環境保健係：国民健康保険関係、母子手帳の交付、生活環境関係の届出・申請
4. 会計室：公金の収納(町税、上下水道使用料、保育料、住宅使用料、介護保険料及びサービス料等)
5. 税務係：所得証明、納税証明、資産証明等及び地籍図の閲覧・交付、及び納付相談





白樺高原総合観光センター

12月14日(土)にオープン予定!

色鮮やかな紅葉シーズンも終わり、いよいよウィンターシーズンの到来を待ちどほしくなりました。

当町の白樺高原国際スキー場・しらかば2in1スキー場は毎年大勢のスキーヤー・スノーボーダーにご来場いただいております。今シーズンは12月14日(土)のオープンを予定しています。

白樺高原国際スキー場は、スキーヤーオンリーでファミリーやシニアの皆さんが存分に楽しめるスキー場です。

キッズファンタジーワールドには「動く歩道」があるので、小さなお子様でも安心してスキーやソリを楽しめます。ゴンドラリフトを利用すると一気にゲレンデトップまでアクセスでき、北アルプス連邦の絶景を見ながら1300mの心地よいスキーを満喫できます。

しらかば2in1スキー場はスノーボード全面滑走OK! スノーパークは、さまざまなパフォーマンスを見せてくれる若者たちで人気のスキー場です。

多彩なコースレイアウトのゲレンデなので、初心者から上級者まで存分に楽しむことができ、ゲレンデトップからの蓼科山やハケ岳連峰の眺望は見事です。

チビッコパークには「動く歩道」があり、ペンギンパークとあわせてちびっこの雪遊びがもっと楽しくなります。

町民優待リフト券

区分	平日	土・日・祝日 年末年始(12/28~1/5)	備考
中学生以下	無料	800円	
高校生	1,200円	1,200円	要・学生証
大人	2,500円	2,500円	要・住所証明

ホームページ

- 白樺高原国際スキー場 <http://www.shirakaba-ski.jp/>
- しらかば2in1スキー場 <http://www.2in1.jp/>

シーズン券前売りのご案内

12月13日まで白樺高原総合観光センターまたはスキー場ホームページにて前売りシーズン券の販売をしています。ご予約・ご購入いただいた方に今年もさまざまな特典をご用意します。また、「2in1お楽しみ抽選会」&国際スキー場での「グッチョイスおらほ〜!!」の応募用紙も同時にお渡ししますので、どしどしご応募ください。

シーズン券アライアンス!

国際&2in1共通シーズン券とスノーボードシーズン券をご購入いただいたお客様はピラタス蓼科・白樺湖ロイヤルヒル・エコーバレー・ブランシュたかやま・車山高原の各スキー場一日券が1,000円で購入できます。

シーズン券料金

- 白樺高原国際スキー場&しらかば2in1スキー場共通
 - 大人 38,000円
 - 小人 25,000円 (小学生以下)
 - シニア 30,000円 (55歳以上)
 - スノーボード専用シーズン券 (しらかば2in1スキー場のみ)
 - 大人 35,000円
 - 小人 23,000円 (小学生以下)
- ※町内の中学生以下の皆さんには特別割引シーズン券のご案内をします。

オープニングサービス

12月14日から12月20日まで1日滑り放題で大人2,000円、小人1,000円の特別割引料金でご利用いただけます。さらに1日券・半日券購入者に次回20%割引券をプレゼントします。

ふれあいふるまいサービス

12月15日(日)午前11時より観光センター前において、おいしい豚汁を提供いたします。※なくなり次第終了となります。

そのほか多彩なイベントやサービスデーをご用意して、皆様のご来場をお待ちしております!

販売窓口

白樺高原総合観光センター 1階
電話 0267-55-6201

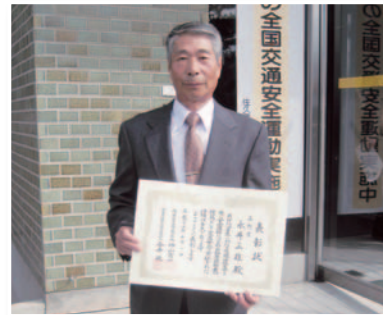
※両スキー場とも販売窓口は観光センターです。



交通安全協会副会長 永井三雄さんが 管区連名表彰されました

関東管区警察局長、関東交通安全協会連合会長による優良運転者として表彰され、9月24日、佐久警察署にて伝達式が行われました。

永井さんは平成17年より交通安全協会へ入会し、現在は、交通安全協会副会長として、地域の交通安全活動にご尽力いただいています。



立科小学校合唱クラブが東日本優秀演奏会に出場決定!!



合唱クラブ

10月19日、上田市丸子セレスホールで行われた「SBC子ども音楽コンクール」に、立科小学校から6学年と合唱クラブが出場しました。

広いホールでのびのびと歌声を響かせることができ、6学年は優良賞、合唱クラブは優秀賞をいただきました。

更に、合唱クラブは小学校合唱部門で、東日本Bブロック大会に出場できる7校の内の1校に選ばれ、11月30日(土)に東京都江戸川総合文化センターで行われる「東日本優秀演奏会」に出場することになりました。

目標としてきた東京での大会に出場できることになり、クラブ員一同大喜びです。これからも楽しく仲よく練習を続けていきたいと思ひます。

立科町建設業連合会ボランティア作業が行われました

去る10月17日、立科町建設業連合会の皆さんによる、恒例のボランティア作業が実施され、参加者約20名が3班に分かれ、牛鹿地区では排水路、町道東原線では道路側溝の清掃作業、県道丸子北御牧東部線では地元役員の方にもお手伝いいただき、道路際に繁茂する雑草の草刈作業が行われました。

この活動は、道路河川等の環境美化の推進を目的としたボランティア活動で、毎年実施されています。町では、町内全地区と町道維持管理協定を締結し、日頃から町民の皆さんに、道路愛護活動や河川愛護活動にご協力をいただいておりますが、今後も道路河川の環境美化にご協力をお願いします。



小学校運動会

9月21日(土)

運動会スローガン
最高の感動をこの手で!



大玉送り



男子リレー



1年 玉入れ



高い空の町 立科2013 ~組体操~

たてしな保育園の 子どもたち

みんなが輝いた初めての
大運動会
9月28日(土)



リズム「マーチング」
鼓隊かっこよかったよ! さすが年長組



「かけっこ」
お母さんのところまで
頑張って走ったよ!



リズム「きのこ」
いっぱい楽しく踊ったよ!!



「騎馬戦」お父さんががんばれ!

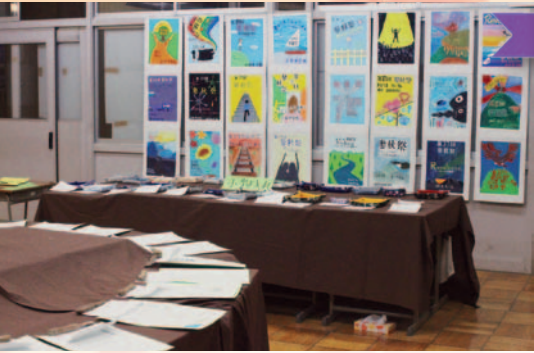


リズム「小さな海賊」宝さがしに行こう!!



リズム「夏祭り」
力をあわせたプレイバールン
きれいな花火が上がったよ





「クラス展示」芸術作品がずら〜り

中学校蓼秋祭

9月27日(金)・28日(土)



体育祭「大縄クラスマッチ」
心を合わせて せ〜の



「合唱コンクール」
金賞目指して心を一つに

よい歯の表彰式が行われました

10月7日(月)、3歳児健康診査において虫歯のなかったお子さん15名の表彰式があり、しいなちゃんも祝いに駆けつけてくれました。

これからも、親子でのコミュニケーションの一つとして歯みがきを習慣にいただき、バランスのとれた食事と規則正しい生活習慣にも心がけ、いつまでも丈夫な歯で元気に過ごしていけるといいですね。

役場入り口正面の情報プラザ「陽だまり」において、表彰を受けられた方の全体写真と保護者のコメントが展示してありますのでご覧ください。



第34回 立科町長旗杯争奪スポーツ少年団親善軟式野球大会



立科町スポーツ少年団野球部の選手たち

9月22日(日)権現山グラウンドで秋晴れの中、今年で34回を迎える立科町長旗杯争奪スポーツ少年団親善軟式野球大会が開催されました。参加チームは近隣市町より15チーム、立科から1チームの計16チームで優勝を目指し試合が行われました。

立科町スポーツ少年団野球部は、優勝には届きませんでしたでしたが元気一杯のプレーを見せてくれました。

〈大会結果〉

- | | | |
|-------|-----|----------------|
| Aブロック | 優 勝 | 美南ドリームズスポーツ少年団 |
| | 準優勝 | 依田窪南部JBC |
| Bブロック | 優 勝 | わんぱくキッズスポーツ少年団 |
| | 準優勝 | 塩川少年野球スポーツ少年団 |

第38回女神湖歩け歩け大会

朝から晴れやかな秋空が広がり、晴天の下第38回女神湖歩け歩け大会が10月12日(土)開催されました。

10kmコースは119名、20kmコースは74名の参加者でした。鮮やかに色づき始めた紅葉と青空で、さわやかな一日となりました。



11月町民カレンダー



- 固定資産税 (第4期)
- 国民健康保険税 (第6期)
- 介護保険料: 普通徴収 (第8期)
- 後期高齢者医療保険料 (第5期)

行事予定		保 健
7	木	赤ちゃん相談室: H25.8月生
8	金	結婚相談会 すずらん学級: 郷土の歴史文化を学ぶ教室
9	土	秋の全国火災予防運動 (~15日)
10	日	第2回立科町そばまつり
13	水	たてしな保育園お店屋さんごっこ (公開保育)
15	金	無料法律相談
20	水	はつらつ健康講座: あたまの体操
22	金	乳房検診 (超音波検診): 30歳~39歳女性
27	水	はつらつ健康講座: あたまの体操
28	木	3歳児健診: H22.6月~8月生

12月の予定

- 3(火) 赤ちゃん相談室: H25.9月生 (母乳相談)
- 4(水) すずらん学級: 健康体操教室
- 5(木) 12月定例議会 (~13日)
- 7(土) 来入児1日体験入園
第36回人権を考える町民大会
県知事と町民によるタウンミーティング
- 9(火) 結婚相談会
- 11(水) はつらつ健康講座: あたまの体操
- 12(木) 冬山開き (予定)

連絡先

立科町役場 電話 56-2311 有線 2311
FAX 56-2310

	電話	有線
白樺高原総合観光センター	55-6201	
中央公民館 (事務室)	56-2311	4000
たてしな人権センター	56-2311	2311
こども未来館 (児童館)	56-0248	8888
老人福祉センター	56-1825	4091
体育センター	56-3373	3008
立科温泉 権現の湯	56-0606	4126
交流促進センター「耕福館」	51-4151	4200

休日緊急当番医

● 午前9時~午後5時 (歯科 午前9時~正午)

11/10	日	川西赤十字病院	佐久市望月	0267-53-3011
		中島医院	東御市北御牧	0268-67-2777
		ひかり医院	小諸市	0267-22-8878
		鳥山クリニック	小諸市	0267-26-0308
		歯科 小林歯科医院	小諸市	0267-25-3708
17	日	高橋医院	佐久市望月	0267-53-2366
		市川医院	小諸市	0267-25-1200
		小岩井整形外科	小諸市	0267-26-6788
		歯科 渡辺歯科医院	小諸市	0267-23-1100
23	土	矢島医院	小諸市	0267-22-8148
		柳橋脳神経外科	小諸市	0267-23-6131
		歯科 おおつか歯科医院	小諸市	0267-24-6480
24	日	甘利医院	小諸市	0267-22-0729
		佐々木医院	小諸市	0267-22-0503
		御代田中央記念病院	御代田町	0267-32-4711
		歯科 ゆみ歯科医院	小諸市	0267-26-2580
12/1	日	高橋内科医院	小諸市	0267-23-8110
		桜井クリニック	小諸市	0267-26-1188
		御代田中央記念病院	御代田町	0267-32-4711
		歯科 もみの木歯科クリニック	立科町	0267-56-0648
8	日	柳澤医院	立科町	0267-56-1045
		矢島医院	小諸市	0267-22-8148
		佐藤外科医院	小諸市	0267-22-0334
		歯科 聖清会林歯科診療所	御代田町	0267-32-3613

町のデータ 9月 9月1日~9月30日の状況

人口 10月1日現在 ()内は前月比

人口	7,723 (± 0)	出生	7
男	3,802 (+ 1)	死亡	9
女	3,921 (- 1)	転入	17
世帯数	2,802 (- 2)	転出	4

気象

	今年	最近10年間の平均
気温		
平均	18.7℃	19.2℃
最高極日	29.3℃/13日	30.5℃/10年
最低極日	5.3℃/28日	7.1℃/10年
降水量	207.5mm	146.5mm
年間降水量	715.0mm	846.3mm
日照時間	174.2時間	161.2時間

救急	出動件数	年間累計	火災	発生件数	年間累計	犯罪	発生件数	年間累計
交通事故	0	14	建物火災	0	3	空き巣等	0	6
その他	31	291	その他	0	1	乗物盗	0	2
合計	31	305	合計	0	4	その他	0	9

救急当番医については、予告なく変更される場合がありますので、有線放送、新聞又は当番医に直接確認の上、受診してください。休日・夜間における医療機関等の情報提供 **ナビダイヤル 0570-08-8199**